

きずな

KIZUNA

人権クエスチョンvol.8

生まれた場所が 差別の理由？

考えてみよう

「部落差別はいまだにある」と感じている人は73.4%。理不尽な差別はどうしたらなくせるのか、一緒に考えてみましょう。

※出典：法務省人権擁護局「部落差別の実態に係る調査結果報告書(令和2年6月)」

01 「大切なひと」を守るために 2

山口 まゆさん(有限会社フラーム・女優)

02 差別といじめを定義する 3

上杉 聡さん(じんけんSCHOLA 共同代表・元大阪市立大学 特任教授)

03 「自分ごと」として考え、行動を 4

北川 真児さん(一般社団法人ひょうご部落解放・人権研究所 研究員／関西学院大学 非常勤講師)

04 アイヌ施策と人権保障 5

北原 モコトウナシさん(北海道大学アイヌ・先住民研究センター 教授)

令和5年度人権に関する

県民意識調査結果に見るインターネットを 悪用した人権侵害についての意識 6・7

岡邑 衛さん(千里金蘭大学栄養学部栄養学科 准教授)

05 人権が守られるネット社会のために 8

坂本 旬さん(法政大学キャリアデザイン学部 教授／総合情報センター 所長)

06 アフターコロナの子どものネットいじめ 9

原 清治さん(佛教大学 副学長・教育学部 教授)

連載「国際社会と人権(8) ジェノサイドについて」..... 10

望月 康恵さん(関西学院大学法学部 教授)

ふれあいサロン 11

情報ぶらざ 12





「大切なひと」を守るために

有限会社フرائم
女優

やまぐち

山口 まゆさん

2014年『昼顔～平日午後3時の恋人たち～』でドラマ初出演。2015年ドラマ『アイムホーム』で木村拓哉演じる主人公の義理の娘役に起用され、同年ドラマ『コウノドリ』で中学2年生の妊婦役を演じて話題に。現在は映画、ドラマ、舞台など幅広く活躍している。令和5年度人権啓発ビデオ「大切なひと」では、主役の佐々木愛依を演じる。

Q 「人権」と聞いて考えることは何ですか。

A 生まれた時から一人の人間として生きていく権利があり、最後まで自分という人間を生き続けなければなりません。その生きていく中で、「人権」は誰にでも、いつでも、どこでも守られている大切なものだと考えます。

Q 「大切なひと」ではどのような人権問題が取り上げられていますか。

A 「ネット社会における部落差別と人権」がテーマとされており、特にインターネット上の一部の情報が、誤った認識や差別意識を助長することや、自分だけの感覚で物事を判断し、誰かのプライバシーを自分のように発信すると人を傷つけてしまうことを伝えています。誰もが一人の人間として尊重される社会をめざすためには、誰しもが尊重されるべき存在であることを忘れてはいけないことが分かったように思います。

Q 「大切なひと」で佐々木愛依を演じるにあたって学んだことはありますか。

A 自分の知らないところで色々な差別が今もまだあることを知りました。他人のプライバシーには軽率に踏み込んではいけなし、知り得た情報を不用意に発信してしまった時に、どれだけの人に迷惑をかけ、巻き込んでしまうのか、表現の自由を逸脱した行為などをこの作品を通して改めて学びました。

Q 誰もが一人の人間として尊重される社会の実現のために気をつけたいことは何ですか。

A 立場や年齢が上であっても下であってもみんな同じ人間なので、誰かを悪く言ったり、陥れたりするようなことはしてはいけないと思います。だから、みんな平等で対等であることを常に忘れずに生活していきたいです。

Q 最後に読者に向けてメッセージをお願いします。

A 世の中は、たくさんの情報で溢れていますが、惑わされることなく、責任をもって行動することで自分自身や周りの人の人権を守っていけたらいいなと思います。「大切なひと」の中での愛依のセリフ「あの町は、私にとっては大切な町なの、やばい町なんかじゃない!」と言った勇気、そして相手を思いやる気持ち、考える気持ちを一人ひとりがもてば、優しい世の中になっていくと思います。



山口まゆさん主演
人権啓発ビデオ「大切なひと」





話してくれたのはこの方!



差別といじめを定義する

じんけんSCHOLA共同代表
元大阪市立大学 特任教授
うえすぎ さとし
上杉 聡さん

1947年8月28日 岡山県生まれ、1970年上智大学文学部哲学科卒業、1982年関西大学文学部講師、2009年大阪市立大学人権問題研究センター特任教授、2010年9月「市民のための人権大学院/じんけんSCHOLA」共同代表。岡山県北部の旧陸軍演習場跡に開拓団となり入植した家族の第5子として生をうけた。入植者に対する差別と、戦争による混乱の幼児体験が、現在に至る部落史研究のエネルギーに。

「差別」って何？

人権問題には、キチンと定義されていない言葉がよくあります。その一つが「差別」です。部落差別を根本から問うた「水平社宣言」だから書いてあるはず……と思い、読んでみても、そこに「差別」という言葉はありません。出てくるのは「いじめ」だけ。冒頭近くにある「長い間、いじめられてきた兄弟よ」です。

そして水平社創立大会の決議は、「吾々に対し、穢多および特殊部落民等の言行によって侮辱の意志を表示したる時は、徹底的糾弾を為す」ともしました。これは、「穢多」等の言葉を「使うな、と言ったものではありません。何よりも水平社宣言が「吾々がエタであることを誇りうる時が来た」と書いているのですから。核心は「侮辱の意志の表示」だ、というわけです。

つまり水平社宣言は、「差別」を「いじめ」であるとし、「いじめ」をさらに「侮辱の意志の表示」と定義したのです。また宣言は、それをおぎなう表現として、「人間を冒瀆する」とか「嘲笑の唾」などとも書いています。

「いじめ」って何？

これまで私たちは差別を「格差」と考えてきました。環境の劣悪さ、学力の低さ、収入の少なさ……その格差を克服することこそ差別の解消だとして、私たちは一時期頑張ってきました。でも、仕事の量や質には必ず差があります。したがってそれに対する謝礼にも格差が生じます。当たり前のことです。しかし、もしそれが、働く者への侮辱となるような謝礼ならば、跳ね返さねばなりません。差別かどうかを決めるのは「侮辱する意志」の有無です。

では「いじめ」の定義は？文部科学省「いじめの現状について」などを読むと、2006年に約12万5千件だったもの

が、2022年には68万件を超え、過去最多となりました。増えた理由は、実は文部科学省がいじめの定義を変えたことが大きいのです。当初は一時的な加害件数をいじめに加えませんでした。次第に「いじめられた児童生徒の立場に立って」考え始め、現在は「児童生徒が、一定の人間関係にある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」(2006年)と定義しています。

「精神的な苦痛を感じている」ことに重点が置かれると、漏れは少なくなりました。しかし今度は、被害者の主観が決め手となり、えん罪の危険性も出てきました。そこで、2013年の「いじめ防止対策推進法」の施行にともない、「心理的、物理的な攻撃」の内容に「インターネットを通じて行われるもの」なども加え、加害にも重点が置かれるようになりました。いじめの定義は、被害者の「主観」に加害者の「行為」を加えたことにより、合わせて「客観的」なものとなりました。

ポイントは「侮辱の意志表示」

これからは、その加害を「侮辱の意志表示」とすると、いっそう明確になると思います。つまりチビやブス、エタやヒニンはもちろんですが、言葉が何であっても、また言葉でなくて、唾を吐きかけるなど、侮辱の意志表示をしているかどうかポイントです。それで精神的に苦痛を感じれば、いじめは客観的な「加害-被害」の事実となります。

ただし、逆にそこに「侮辱の意志表示」が含まれない場合もありえます。「エタなどという人を傷つける言い方はやめよう」などという文脈の中でエタと言っても、それはまったく問題ありません。侮辱の意志表示がそこに無いからです。侮辱の意志表示があるかどうかを、私たちは文脈の中でキチンと判断する必要があります。えん罪を無くすこともまた、大切な人権課題なのです。



話してくれたのはこの方！



「自分ごと」として考え、行動を

一般社団法人ひょうご部落解放・人権研究所 研究員
関西学院大学 非常勤講師
きたがわ しんじ
北川 真兎さん
1973年、尼崎市生まれ。2008年から一般社団法人ひょうご部落解放・人権研究所研究員となる。2020年から関西学院大学非常勤講師として「差別と人権」論を担当。共著に『はじめてみよう！これからの部落問題学習～小学校、中学校、高校のプログラム』（2017年：解放出版社）、『インターネット時代のヘイトスピーチ問題の法的・社会学的捕捉』（2023年：社会評論社）。

相次ぐ「同和」地区問い合わせ

毎年、自治体やその関係施設への「同和」地区問い合わせが多く報告されていますが、昨年は兵庫県内で不動産業者による問い合わせが相次ぎました。その中には「(市役所に問い合わせても教えてくれないので)ここなら教えてくれると思った」と、直接、私の勤める事務所に電話がかかってきた事例もあります。対応した職員の話では悪びれた様子もなかったようですが、「同和地区かどうかを調べる行為が部落差別であると認識すらしていないところに、2002年の同和対策に関する特別措置法の失効後、学校現場から部落問題学習の機会が減少してきた影響をあらためて感じています。

根強い忌避意識、構造的な差別

2021年に奈良県がおこなった「宅地建物取引業者に対する人権問題についてのアンケート調査」では、「顧客から『同和』地区かどうかを聞かれた経験」について4割弱の業者が「あった」と回答しています。昨年に兵庫県で実施された「人権に関する県民意識調査」でも「部落差別(同和問題)に関して、今起きている人権問題」の設問に対して、「いわゆる同和地区への居住の敬遠があること」と回答した人が18.9%もいます。残念ながら、「同和地区に対する忌避意識が依然として市民社会に根強くあることが見てとれます。

不動産は「需要」と「供給」の関係において価格が形成されていきます。「同和」地区に対する忌避意識は、結果として市場の需要を抑えこみ、土地価格を相対的に引き下げます。いわば、部落差別は「個人の心理的な問題」にとどまらず、すでに社会システムに組み込まれてしまっていると考えなければいけません。不動産業者による「同和」地区問い合

わせ事象も、個人的に「してはいけないこと」だと考えていても、結局は「自分の力だけで解決できる問題ではない」という諦めにも似たような考えの上でされてしまう行為ではないでしょうか。

これからの人権教育・啓発で重要なこと

しかし、ここで考えなければならないのは、私たち一人ひとりが忌避意識や差別構造を切り崩す「主体」であるということです。構造的な差別は自然には解消されません。これからの人権教育・啓発には、他人ごとではなく自分ごととして考えること、そして何よりもアクションを取ることが大切であることを伝えていくことが求められます。「差別をしてはいけない」から「差別をなくそう」へ。そう考える人を一人でも多く増やしていくことが、人権尊重社会への第一歩だと思っています。

部落差別解消推進法を知っていますか？



みんなで考えよう 同和問題(部落差別)のこと

同和問題(部落差別)をなくすためには、私たち一人ひとりが、同和問題(部落差別)を正しく理解することから始めます。だれかが率先に動かすことができる社会の実現に向けて、自分自身の問題として考え、行動しましょう！

兵庫県(公財)兵庫県人権啓発協会
兵庫県人権啓発協会

2016(平成28)年12月16日に、「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が施行されました。同法では、現在もなお部落差別が存在するとともに、部落差別は許されないものであるとの認識の下に、国と地方公共団体が部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、相談体制の充実、教育・啓発および実態調査等を実施し、部落差別のない社会を実現することを目的としています。





話してくれたのはこの方!



アイヌ施策と人権保障

北海道大学アイヌ・先住民
研究センター 教授
きたはら
北原
モコツウナシさん

1976年東京都生まれ。千葉大学大学院修了(学術博士)。2005年より(一財)アイヌ民族博物館学芸課勤務、2010年より現職。アイヌ民族の宗教、神話、ジェンダーの研究に従事している。著書に『アイヌの祭具 イナウの研究』(北大出版会)、『ミンタラ1 アイヌ民族27の昔話』(北海道新聞社)、『アイヌもやもや』(303BOOKS)など。

先住民族としてのアイヌ

アイヌ民族は、2019年に成立したアイヌ施策推進法(アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律)において「先住民族」と位置付けられました。ここでいう先住民族とは、日本が近代国家を建設し、北海道や樺太(サハリン)、千島(クリル)列島を領土に取り込むよりも「先に」くらし、本州以南の人びと(いわゆる日本人のこと。ここでは和民族と呼びます)とは異なるアイデンティティを持ってきた人達のことを指しています。

制度化された人権侵害

明治日本政府は、ロシアをけん制し交戦しつつ、北海道、千島、樺太を順に取り込み、和民族を入植させる政策を進めました。これは移住植民地と呼ばれる支配の方式で、土地と資源を搾取の対象とし、アイヌ民族については同化や貧困・病気などで「消滅する運命にある」と位置付けてきました。和民族の入植予定地からは、アイヌ民族が^{あらかじめ}移住させられ、和民族の増加によって再移住を余儀なくされることもありました。こうして、和民族の視点からは「無人の荒野を苦勞の末に切り拓いた」という歴史が語られ、アイヌ民族の存在は見えなくなっています。政府はアイヌ民族に日本語を使うよう^{ふたつ}布達を出し、公式な言語を日本語に限定して、アイヌ語で社会生活を送ることができる制度を整えませんでした。また、葬儀など精神文化にも関わる文化を「陋習(卑しい、悪い習慣)」として禁止し、狩猟や漁労を制限するなど生活に打撃を与え、和民族の権利を拡張する政策をとりました。こうした強引な政策を広めるために、アイヌ民族や文化を低劣なものとし、移住者による差別を放置しました。

政策による傷は政策によって回復を

この結果として、アイヌ民族は故地にいながらマイノリティとなり、移住者からの差別によるトラウマを負い、自らの出自を恥じて隠すようになりました。現在のアイヌ施策は、一種の観光振興として、文化の表面的な楽しさをPRする取り組みにほぼ限られています。文化イベントが数多く開催され、一見すると誇りが回復されたようですが、これらの取り組みでは、日本政府による歴史的な不正義を反省し改める必要性は伝わりません。更に、イベントに出演するアイヌは非日常としてのイベントには参加できても、日常では周囲や家族にも出自を明かすことができずにいることがあります。政策において優先すべきは、日本政府が過去の不正義を認め、アイヌ民族の心と尊厳の回復に努めることです。



(イラスト:小笠原小夜さん)

令和5年度人権に関する 県民意識調査結果に見る インターネットを悪用した人権侵害 についての意識



千里金蘭大学栄養学部
栄養学科 准教授
おかむら えい
岡邑 衛さん

千里金蘭大学学修・キャリア総合支援副センター長。専門は教育社会学、教師教育、生徒指導、特別活動。私立高校で教員経験後、大阪大学大学院人間科学研究科博士課程後期修了。教師の成長を中心に研究。趣味は管楽器(トロンボーン)演奏。

今回で6回目となる本調査では、「インターネットを悪用した人権侵害」および「LGBTQなどの性的マイノリティに関する人権問題」について新たに項目を設け、県民の皆さんの意識を問いました。今回は「インターネットを悪用した人権侵害」に関する質問項目の結果をご紹介します。

「インターネットによる 人権侵害の問題」に 最も高い関心

今回の調査で、県民の皆さんはインターネットをめぐる人権問題について、比較的高い意識を持っていることがわかりました。22の選択肢から最大5つまで特に関心の高い人権問題を選択していただいた結果、最も多くの人々が「インターネットによる人権侵害の問題」を選択し、その割合は全回答者の51.1%、つまり2人に1人が選択したことになります。全国的に調査をした内閣府のデータによると、そこでも「インターネット上の誹謗中傷などの人権侵害」を選択した人が最も多く、53.3%の回答者がこの項目を選択していることから、全国的に見ても、今、人々が最も関心がある人権にかかわる問題は、インターネットによる人権侵害の問題であるということがわかります。

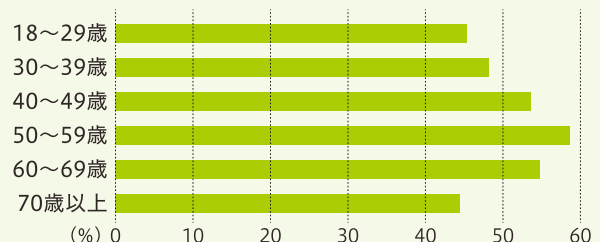


若い世代に課題

下のグラフは「インターネットによる人権侵害の問題」に関心があると答えた回答者の割合を年代別に示したものです。グラフからは、どの年代も一定の関心の高さがあることがわかる一方、50～59歳を頂点として、年代が低く、もしくは高くなるほど、関心が低くなっていることがわかります。生まれたときから身の回りにインターネット情報があふれている18～29歳の値が、そうではない70歳以上と同等の低い値を示していることが注目されます。

一方、先述の内閣府によるアンケート結果によると、「インターネット上の誹謗中傷などの人権侵害」に関心があると答えた18～29歳は55.8%でした。単純に比較はできないものの、同年代の兵庫県の結果(45.6%)と比較すると、兵庫県は10ポイント程度全国平均より低いことがわかります。日常的にインターネットを利用し、情報を発信、受信している若い世代の意識を家庭や学校において高めていくことが今後の課題の一つと言えるでしょう。

インターネットによる人権侵害への関心(年代別)



誹謗中傷や差別表現の掲載が 最も大きな問題

では、インターネットによる人権侵害は具体的にはどのようなものが問題と捉えられているのでしょうか。インターネットを悪用した人権侵害について、特に問題があると思う項目を選択していただきました。最も回答が多かった項目は「他人へのひどい悪口(誹謗中傷)や差別的な表現を掲載すること」(69.8%)であり、次に多かった「いったん流れた情報の訂正や回収が難しいこと」(36.1%)を大きく上回りました。総務省(2023)によるとSNSユーザーの約半数の人がインターネット上の誹謗中傷等の投稿を目撃したと答えており、かなり多くの人々が日常的にSNS等のインターネット上で、誹謗中傷や差別的な表現を目にしていると考えられます。

解決に向けて、教育・啓発と 制度の改善は両方大事

今回の調査では新たな質問項目として「インターネットによる人権問題を解決するためには、どのようなことが必要だと思いますか」という問いがあります。回答は「不当・違法な情報発信者に対する監視、取締りを強化すること」が54.1%で最も高く、「発信者情報の開示や、裁判の簡素化のための整備を進めること」(44.0%)、「プロバイダによる情報の削除や自主規制を推進すること」(43.3%)と続きました。主に制度面の改善が必要だという意識が高いことがわかります。一方で、「インターネット利用者に対する個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発を行うこと」は29.4%に留まりました。1人が発した情報が瞬時に世界中に拡散するインターネッ

トの特徴を考えると、教育・啓発よりも制度による縛りを強化することが効果的と考える人が多いのかもしれませんが、しかし、同時に、たとえばインターネット上での書き込みや情報の拡散によって傷ついている人々の傷の深さを知り、自分が加害者にならないように教育・啓発していくことも大事であることは言うまでもありません。

インターネット端末を今や一人1台以上持つ時代となっています。今回の調査の回答についても、回答者の4人に1人がインターネットを経由して回答しています。インターネットの利用は人々の生活の利便性を格段に向上させてきました。しかし同時に、インターネットの匿名性や拡散機能によって、かつてとは比べ物にならないほど、人権侵害の被害も大きなものになっていることが、今回の調査によって再確認されました。特に若い世代の意識を向上させると同時に全世代についてリテラシーを高め、一方でプロバイダの自主規制や国の罰則の強化など、制度面を改善していくことは急務です。

〈参考文献〉

総務省「令和5年版 情報通信白書」(令和5年7月)

<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r05/pdf/index.html>

内閣府「人権擁護に関する世論調査」の概要(令和4年11月)

<https://survey.gov-online.go.jp/r04/r04-jinken/gairyaku.pdf>



information

令和5年度 人権に関する県民意識調査

兵庫県と(公財)兵庫県人権啓発協会では、人権問題に対する県民の意識や動向を把握することを目的として、令和5年度に、人権に関する県民意識調査を実施しました。

設問構成

- 人権に関する一般的な意識
- 個別の人権問題に関する意識
- 今後の人権教育・啓発のあり方に関する意識
- 人権問題に関する自由意見

調査方法

- 調査対象: 県内在住する満18歳以上の男女個人(外国人を含む)
- 調査数: 3,000人
- 抽出方法: 層化2段無作為抽出法
- 調査方法: 配布は郵送、回収は郵送又はインターネット
- 調査期間: 令和5年9月8日～9月30日
- 有効回答数(率): 1,234(41.1%)



▲「人権に関する
県民意識調査」
調査結果はこちら



話してくれたのはこの方!



人権が守られるネット社会のために

法政大学
キャリアデザイン学部 教授
総合情報センター 所長
さかもと じゅん
坂本 旬さん

1959年大阪生まれ。法政大学キャリアデザイン学部教授・総合情報センター所長、図書館司書課程担当。法政大学図書館司書課程はユネスコ・メディア情報リテラシーと異文化対話大学ネットワーク担当機関として『メディア情報リテラシー研究』を発行。日本デジタル・シティズンシップ教育研究会共同代表理事。

増加するネット社会のリスク

通勤電車に乗るとかつては新聞を読んでいる人がたくさんいましたが、今ではほとんどの人がスマホを見るようになりました。若者も大人もスマホなしではいられないほど、こうした風景が日常になっています。

インターネットはとても便利ですが、同時に大きなリスクもあります。偽・誤情報や誹謗中傷、ネットいじめ、ヘイトスピーチや詐欺の氾濫です。最近では生成AIの普及に伴って、見分けの難しい偽・誤情報が増えてきました。こうしたリスクに対応するための知識が不可欠です。

誹謗中傷を受けたら

国際大学グローバルコミュニケーションセンター(GLOCOM)による「わが国における誹謗中傷の実態調査」(2023年4月)では、4.7%の人が何らかの誹謗中傷を受けた経験があると答えています。

こうした情報に触れたり、もしくは自分自身が被害を受けたりした場合、どんな対応をすればいいのかわからない人も多いのではないのでしょうか。法務省のサイトには、「みんなの人権110番」や「法テラス」など、さまざまな事例に対応した相談窓口が紹介されています。日頃からこうした情報に関心を払うことが大切です。

教育・啓発の取り組みの必要性

人権侵害をなくすためには、ネット上の間違った情報を鵜呑みにしない習慣を持つことが必要です。GLOCOMによる「偽・誤情報、ファクトチェック、教育啓発に関する調査」(2024年4月)によると、半数の人が偽・誤情報を正しく見抜くことができません。また、偽・誤情報を見て、怒りや不安を感じた人が多く、間違った正義感から偽・誤情報を拡

散してしまうといわれています。そして根拠に基づかない誹謗中傷をしてしまう人も少なからずいると思われます。こうしたことから、偽・誤情報やヘイトスピーチを含む誹謗中傷問題に対する教育や啓発活動は欠かせません。

人権のためのアップスタンダー教育

ネット上の人権侵害をなくすための取り組みも必要です。被害を受けた人が自ら声を上げることはなかなかできないことです。重要なのはオンラインでもオフラインでもまわりにいる人たちの行動です。欧米では、ネットいじめ対策としてアップスタンダー教育が盛んに行われています。アップスタンダーとは行動する人のことです。まわりにいる人が見て見ぬふりをするのではなく、自分に何ができるのか考えて行動することが必要です。誰かに相談をしたり、被害を受けた人を支援したりするなど、やれることは数多くあります。こうした地道な活動を通じて一人ひとりの意識を変えていくことで人権侵害をなくすことができるのです。



メディアリテラシーを学ぶ(大学生の学びをつくる) ポスト真実世界のディストピアを超えて(2022)、大月書店



デジタル・シティズンシップ コンピュータ1人1台時代の善き使い手をめざす学び(2020)、大月書店(編著)



話してくれたのはこの方!



アフターコロナの 子どもとネットいじめ

佛教大学 副学長・
教育学部 教授

はら きよはる
原 清治さん

1960年長野県生まれ。佛教大学教育学部教授。佛教大学副学長。神戸大学大学院博士後期課程修了。学術博士(神戸大学)。専門は教育社会学、学校臨床学。学校で起こるさまざまな問題の背景となる要因や、そのメカニズムについて研究している。主な著書に、『ネットいじめの現在(いま)』(2021年10月、ミネルヴァ書房)など多数。

新型コロナの流行

後から歴史を振り返ったとき、2020年という年号は日本においてさまざまな事柄が大きく変容した大転換の年になったと記憶されるかもしれません。それは、新型コロナウイルスの流行とそれに伴う社会生活の制限のあった年としてです。子どもたちも緊急事態宣言に伴い、そのたびに休校期間が設けられ、自由に学校に行くことすらままならなかったのです。

コロナ禍によるネットいじめの増加

コロナ禍での子どもたちの学校生活は、対人関係が制限されたことによるいじめの減少にみられるように、ある程度安定していたかのように見えました。しかし、対人接触を伴う直接的ないじめは少なくなりましたが、webなどを通して行われるネットいじめは前年よりも増加しています。背景にあるのは、コロナ禍によって子どもたちがインターネットに触れる機会や時間が増大し、名誉棄損やプライバシーの侵害にあたる書き込みを見聞きする機会が増えてしまったことです。東京都の小学校で発生した、学校から配布された情報端末を使ったいじめ事件などはその典型といえるでしょう。

アフターコロナのネットいじめの特徴とは？

私たちの研究グループが2020年に実施した高校生を対象とした大規模調査では、それまでと比較してネットいじめそのものが増加(8.7%)した。特にLINEやTwitter(現:X)などのSNSでの誹謗中傷から、オンラインゲームでのトラブルに移行していること。それに伴い、ネットいじめを書き込んだ相手について「特定できる」割合が2015年(84.7%)から2020年(59.5%)にかけて減少していること

が明らかとなっています(原清治「ネットいじめの現状と課題:子どもたちの磁場で何が起きているのか」『佛教大学教育学部論集第33号』2022年)。調査データからは、コロナ禍を経て高校生のネットいじめの実態に変化が見られたことを指摘することができます。子どもたちに身近なツールとなったスマートフォンなどの携帯端末は便利である一方、直接型のコミュニケーションを疎遠にし、「なんとなく、いつでもつながっている」感覚を助長しました。しかし、相手が目の前にいるわけではないコミュニケーションは、リアルさを欠き、相手がどう思っているかわからない不安な中での交流です。だんだんと「深い関係」から「浅い関係」のほうが楽になり、「自分はそんなつもりではない」のに相手を傷つけているといったネットいじめが多くみられるようになってきました。

子どもを守る—SOSに気づくこと—

誹謗中傷や個人のプライバシーを侵害する行為は厳に慎むべき行為であることは自明です。ところが、それがオンラインゲームやSNSを中心としたバーチャルの世界においては、そのハードルが大きく下がっており、コロナ禍を経て、子どもたちのネット上でのトラブルはどの学校現場でもよくみられるようになっています。しかし、見方を変えれば、それは子どもたちの「誰か自分のことを見てほしい」という「SOS」とも受け取れます。我々大人は、子どもたちから発せられるそうした「SOS」に対して、気付いてあげる、受け止めてあげる敏感さが必要なのではないでしょうか。





国際社会と人権

Vol.08

現在、理解がますます求められる「人権」について、国際機構論を専門とする望月先生と考えてみましょう。

今回のテーマ

ジェノサイドについて

もちづき やすえ

関西学院大学法学部 教授 望月 康恵さん



関西学院大学法学部教授、前人権教育研究室室長。専門は国際法・国際機構論。著書に『新国際人権入門—SDGs時代における展開』（共著）、『移行期正義—国際社会における正義の追及』（単著）など。

ジェノサイド(集団殺害)について耳にする機会が増えました。ジェノサイドに関して、国際社会において作られたルールについて考えてみましょう。

ジェノサイドとは、ジェノ(geno、民族、人種)とサイド(cide、殺害)が組み合わされた造語です。1930年代に始まった、ナチスドイツによる、主にユダヤ人をターゲットにした組織的な迫害と虐殺行為を受けて、1948年に「集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約」(ジェノサイド条約)が国連で採択されました。この条約は、ジェノサイドとはどのような行為なのか、ジェノサイドに対して、国家はどのような法的義務を負うのか、について定めています。

ジェノサイドとは、**国民的、人種的、民族的または宗教的集団を、全部または一部を破壊する意図をもって行われる行為**です。すなわち集団の構成員を殺すこと、重大な肉体的または精神的危害を加えること、肉体の破壊をもたらすために意図された生活条件を集団に故意に課すこと、集団における出生を防止することを意図する措置を課すこと、集団の児童を他の集団に強制的に移すこと、が含まれます(ジェノサイド条約第2条)。特定の行為がジェノサイドと特定される際に重要な点は、**その行為が「意図」をもって行われたかどうか**です。国家は、ジェノサイド

が平時に行われるか戦時に行われるかを問わず、国際法上の犯罪であることを確認し、これを防止し処罰することを約束します(第1条)。

ジェノサイド条約の解釈や適用、履行に関して、国家により意見の違いが生じることがあります。そのような国家間の紛争は、紛争当事国の要求により国際司法裁判所(ICJ)に付託されます(第9条)。

2019年に、アフリカのガンビアが、ミャンマーの国軍によるロヒンギャへの迫害について、ICJにジェノサイド条約違反を訴えました。2023年、南アフリカは、イスラエルによるガザへの行動がジェノサイド条約違反であるとしてICJに提訴しました。さらに2024年、ニカラグアが、イスラエルに対するドイツの軍事支援について、ジェノサイド条約等に違反するとして、ドイツを訴えました。いずれの事件も係争中です(2024年6月現在)。

このように、ジェノサイドと直接の関係を持たない国家であっても、他国における疑わしいジェノサイド行為について、ジェノサイド条約上の違法性を問う事例がみられます。一連の出来事は、**ジェノサイドに関する国際法規範の意義について、またジェノサイドに対する国際社会の取り組みに検討を促す機会**となっています。

知ってる?

きずなの
きっかけ

人権啓発映画

“大いなる不在”

初めて父の記憶と想いに触れ、彼の人生に寄り添う

あらすじ 父親が警察に逮捕されたという連絡を受け、卓は妻とともに九州の父を訪ねます。幼い卓と母のもとを去ってから疎遠だった父は、認知症が進み、被害妄想と幻覚にとらわれていました。そして奇妙なことに、再婚相手の義母が家に携帯電話を残して行方不明になっていたのです。30年も連れ添った彼らに何があったのか。父の答えは要領をえず、義母の息子に教えられた病院にも彼女は入院していません。

残された手がかりをたどるにつれ、正論を突きつけて相手を追い詰めるような癖のある元大学教授の父が理屈抜

きの情熱で義母を愛していたことを知り、冷やかだった卓の想いの変化していきます。

老いが、忘却が、大切な思い出や長年育んだ愛を壊してしまう。あまりに哀しい晩年。それでも虚構を生きる父に歩み寄る息子の優しさに一筋の救いを感じる作品です。

監督・脚本 / 近浦啓 出演 / 森山未來、真木よう子、原日出子、藤竜也 他 / 2023年 / 日本 / 133分 / 7月12日からシネリーブル神戸で公開



●お問い合わせ
☎078(334)2126

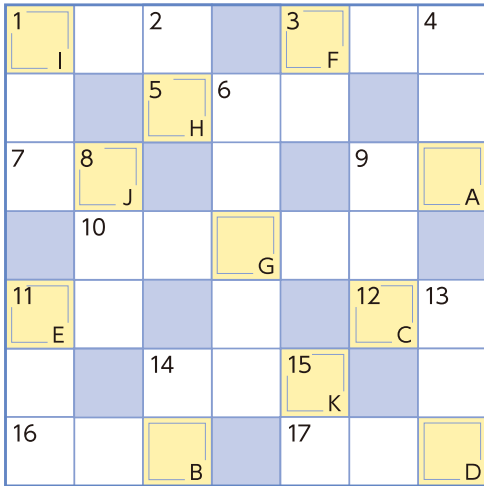
©2023 CREATPS

ふれあい サロン

とても便利な

投稿&クロスワードで
オリジナルA4クリアホルダーを
プレゼント!

問 アルファベットを順番に並べると、何という言葉になるでしょう?



♀ たてのカギ

- ① 海でないところ
- ② 裁縫や釣りで使います
- ③ ラーメンや鍋物などによく入れる野菜
- ④ ピエロのように滑稽さで人を楽しませます
- ⑥ 長方形はすべての角がこうなっている四角形です
- ⑧ 抑えて防ぐこと
- ⑨ 包帯などに使われる通気性の高い生地
- ⑪ みそ汁などに入れるぬめりのあるキノコ
- ⑬ 親から子へと形質が受け継がれること
- ⑭ お酒を温めること
- ⑮ 桜よりも少し前に花を咲かせます
須磨離宮公園などが名所



♂ よこのカギ

- ① 文系に対して____
- ③ 様々な形を作れる造形素材。図工でも使います
- ⑤ 県庁所在地は宇都宮市
- ⑦ 千年、またはとても長い年月。
____紙 ____の富士
- ⑨ 切り立っていて危ない
- ⑩ お祝いの時に鳴らします
- ⑪ 夏から秋が旬の果物。幸水や二十世紀などがあります
- ⑬ 所得____消費____相続____
- ⑭ でっちあげたもの。
____請求にはご注意ください
- ⑯ 昔の豪族の墓。大仙陵____五色塚____
- ⑰ 皮に網目模様があることの多い高級果物

5・6月号の答え ジョセイカツヤクスイシ

読者からのお便り 5・6月号を読んで

「親が子どもを支えられるように、誰かが、そして社会が親を支える」を読んで、地方公共団体の組織等によって子育てが円滑に推し進められていく社会は素晴らしいと思います。

(小野市 銭形平次パート3さん)

映画や講演会が人権について深く考える機会となっています。「きずな」も毎回、自分がどう生きるのがよいか、どう行動すればよいか考えさせられます。教師として子どもの言葉にじっくり耳を傾けようと決意させられた内容でした。

(加東市 集中さん)

「読者からのお便り」の投稿掲載者(令和6年9・10月号)とクロスワードの正解者(抽選で10名)とに、「オリジナルA4クリアホルダー」をプレゼント。本誌「きずな」へのご意見や感想、人々とのふれあいを通した心温まるエピソードなどを募集しています。どしどしご投稿、ご応募ください。

※当選者の発表は、賞品の発送をもって代えさせていただきます。

※投稿掲載時はペンネームの使用も可能です。

応募方法

はがき、FAX、Eメールで受け付け。クロスワードの答え、郵便番号・住所、名前(ペンネームを使用の場合も要併記)、電話番号、年齢、職業、本誌へのご意見・ご感想を明記の上、ご応募ください。

締め切り **令和6年8月15日(木)必着**

応募先

〒650-0003 神戸市中央区山本通4丁目22番15号 県立のじぎく会館内
(公財)兵庫県人権啓発協会 「きずな」ふれあいサロン係
TEL:078(242)5355/FAX:078(242)5360
Eメール:info@hyogo-jinken.or.jp

*応募者および投稿者の個人情報は管理を適切に行い、誌面づくり以外の目的には利用いたしません。





8/24
土

「人権文化をすすめる県民運動(推進強調月間8月1日~31日)」

ひょうご・ヒューマンフェスティバル2024 in 南あわじ

同時開催 じんけんサマーフェスティバル2024

テーマ ひろげよう こころのネットワーク

日時 令和6年 **8月24日(土)**
10時~15時30分(開場9時30分)

場所 南あわじ市文化体育館
(南あわじ市北阿万筒井1509-1)

問い合わせ (公財)兵庫県人権啓発協会
☎ 078-242-5355


※災害など不測の事態が発生した場合は、
内容を変更・中止することがあります

入場
無料

プログラム

● **オープニングアクト**
南あわじ市立南淡中学校
郷土芸能部「人形浄瑠璃」

● **人権講演会**

 澤穂希さん
元サッカー女子日本代表
演題
「いつも心にリスペクト」

● 澤穂希さんとブラインド&
ウォーキングサッカー体験教室

● 小林祐梨子ひょうご人権大使と
健康ジョギング教室

● **人権ユニバーサル事業**
パラスポーツ体験、
子ども多文化共生教育フォーラム、
子ども多文化共生イベント等

※その他のイベント情報は、当協会ホームページ「研修会・イベント情報」をご覧ください

INFORMATION

兵庫県 いのちと心のサポートダイヤル

兵庫県では、相談機関の少ない夜間や休日に、自殺を考
へるほどつらい悩みを抱える人やその家族が相談できる電話相
談窓口として「兵庫県いのちと心のサポートダイヤル」を開設
しています。



電話番号 078-382-3566 **対応** 精神保健福祉士・臨床心理士等

相談日 月~金曜18時~翌8時30分 土曜・日曜・祝日は24時間

兵庫県いのちと心のサポートダイヤルLINE電話相談

開設時間 毎日18時から21時30分まで ※LINE電話による電話相談のみです。
トークによる相談は行っていません。

対象 兵庫県内に在住、在学、在勤の方

登録方法 **方法①** LINEのID検索

@nyl0284n
(アットエヌワイエルゼロ284エヌ)

方法② 右記

二次元コードを
読み込み ▶



阪神タイガースも

“人権文化をすすめる県民運動”

を応援しています!



阪神甲子園球場においての 人権啓発活動

- 人権啓発ビデオの放送
(バックスクリーン液晶ビジョン)
人権啓発デジタルコンテンツ
「SNS、掲示板等での匿名の誹謗中傷」
(法務省制作)
- 2024年タイガース人権啓発クリアホルダーの配布

ヴィッセル神戸は人権啓発活動を応援しています!

ヴィッセル神戸は1995年に誕生し、来年で創設30周年の節
目を迎える兵庫県唯一のJリーグクラブです。昨シーズンは初め
てJ1リーグ優勝を果たしました。今シーズンも連覇に向けて、吉
田孝行監督(川西市出身)を中心に、チーム全員が一致団結して
戦っています。ヴィッセル神戸は、地域貢献活動にも積極的に取
り組んでおり、街頭での人権啓発活動に毎年参加しています。人
権啓発活動をこれからも応援していきます。

7・8月のヴィッセル神戸のホームゲーム日

ノエビアスタジアム神戸に来て熱いご声援をよろしくお願いします!



- 7月20日(土)
19:00vs.名古屋グランパス
- 8月17日(土)
19:00vs.ガンバ大阪
- 8月25日(日)
19:00vs.サガン鳥栖

2024シーズンの
試合日程は
こちら▼



「ぎずな」は、当協会ホームページからも
ご覧になれます。



兵庫県人権啓発協会



兵庫県・(公財)兵庫県人権啓発協会 〒650-0003 神戸市中央区山本通4-22-15 県立のじごく会館内
TEL 078(242)5355 FAX 078(242)5360 info@hyogo-jinken.or.jp